



訴え提起前の和解申立書

(俗に言う即決和解です、印紙は、和解額に関わらず1,500円です)

平成 年 月 日

(提出日)

・・・簡易裁判所 御中

(相手方の住所地为管轄する簡易裁判所) (即決和解は金額が大きくても、すべて簡易裁判所です)

〒 ー 県 市 町 番地

(法人形態により、書き方が相違しますので注意)

申立人

株式会社

(印は、代表者印出なくても可 代表者認印可)

代表者代表取締役

印

電話 08 ー ー

F A X 08 ー ー

〒 ー 県 市 町 番地

相手方

電話

F A X

請求事件

(小切手手形 貸金 売掛金請求 各々)

第1、請求の趣旨

相手側は、申立人に対して金 請求金額を記入 円を支払え。

第2、請求の原因並びに争いの実状

1. 申立人は、相手方に対して

(具体的に表現する、たとえば貸金の場合、年 月 日に**円貸し、借用書を持っていてる。) など

(**を価格**円で販売した。 対価を支払わない。) 等 何を主張したいか簡潔つに表現する。

(経緯)

申立人は、-----

(相手方との間に本日まで、何がどのように進行したか具体的に表現する。発生から時間を追って箇条書きにすると判りやすい)

1. 平成 年 月 日金 円を貸した。
2. 金 円を返済した。
3. 少し待ってくれと言って来た。
4. 現在 残りは 円である
5. 約束の時間に に言ったが留守で回収できなかった。
----- 支払わない・返済しない・弁済しない。

2. しかるに、 日以降 相手方からは、何の連絡もないので相手方宅を訪問し、事情を聞き、それを基本に相手方と相談した結果、ほぼ別紙和解条項のと通りの和解が成立したので御庁の和解勧告を求める次第です。

添 付 書 類

1. 資格証明書 通
2. 商業登記簿等謄本 通

疎 明 方 法

1. 借 用 書 写 (納品書 受領書 契約書等を提出する)

(証拠となるような書面 記録など)

2. 手形・小切手写し

1. この申し立てを行うと約3週間位で 和解の話合いが持たれます。
期日について裁判所から申立人と相手方に対して、期日呼出状が発送されます。(裁判所書記官から申立人に対して打合せ連絡が入ります)

2. 期日には、指定時間の15分ぐらいまでには裁判所に着く方が良いでしょう。
申立書の控え・印鑑を忘れないように！！

3. 和解が成立した後 この和解調書が作成され、裁判所から相手方に送付します。
そして、これが届いたかどうかを確認するため裁判所に送達証明書を申請します。
別紙参照 印紙150円添付

4. 送達証明取得と同時に執行分の付与を裁判所に申請します。印紙200円
別紙参照

以上で手続きは完了です。

相手方に対し、和解案通りの履行を求めましょう。

相手方が、和解案を守らなかった場合 債務名義（和解調書＋執行文＋送達証明）となり 差押等 強制執行が可能となります。

(申立てを行い受理されると事件番号が付されます。以後この番号で処理されます)

平成 年 (イ) 第 号 請求事件

申 立 人

相 手 方

期 日 請 書

平成 年 月 日

簡易裁判所 御中

申 立 人 株式会社

印

頭書の事件について、期日を平成 年 月 日と指定されました

ので同期日に出頭します。

平成 年（イ）第 号 事件
申 立 人 株式会社
相 手 方

和解調書正本送達証明書

平成 年 月 日

簡易裁判所 御中

申 立 人
同代表者代表取締役 印

頭書の事件において、平成 年 月 日成立した和解調書正本が
相手方に対し、平成 年 月 日に送達されたことを証明願います。

.....
受領書が必要です。

簡易裁判所 御中

上記和解調書正本 1 通正に受領しました。

平成 年 月 日
申 立 人 印.

平成 年（イ）第 号 事件

申 立 人

相 手 方

執 行 文 付 与 申 請 書

簡易裁判所 御中

申 立 人 株式会社

代表者代表取締役

印

頭書の事件について、平成 年 月 日に成立した和解調書正本に
執行分文を付与して下さるよう申請します。